

# 原発が立地自治体にもたらした格差

山崎 隆敏

「なぜ、原発で若狭の振興は失敗したのか」の続き

2018年

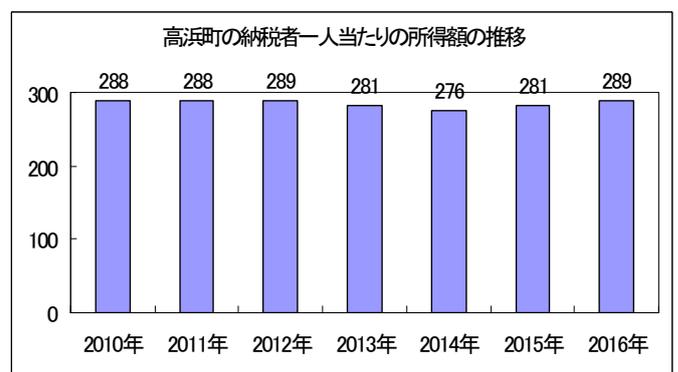
## 原発停止の影響はさほど大きくない

2011年以降、若狭の原発も全面的に停止し、立地自治体の地域経済に大きな影響が出たと巷間では言われます。しかし、もともと原子力産業は、めがね・繊維など他の地場産業に比べ「雇用者所得誘発額」1/3、「原材料誘発額」1/2と、地域経済への波及効果は大きくないのです（『原子力発電と地域経済の将来展望に関する研究』福井県立大学地域経済研究所）。

自治体の一人当たりの所得額は2010年度に比べ、2013～2015年にかけてわずかながら落ち込んでいます。これは、原発が停止し定期検査やメンテナンスの仕事がなくなったことによる所得の落ち込みとみられます。2014年が最大です。しかし、これが底で、原発が停止しても町全体の経済が立ち行かなくなるほどの影響は出ないことが逆に見えてきます。2015～2016年に回復しているのは、原発の安全対策工事や避難道路拡幅の大工事が始まったからでしょう。

## 原発関連事務所と取引のある企業

県大レポートが「地場産業の育成という点で効果を発揮したのは建設業。原発建設や修理は建設業の企業」と書くように、原発関連企業とは、土木関連工事、建設関係工事、機械電気関係工事、委託業務、その他工事といったメンテナンス業務で発電所に参入している企業です。高浜町とおおい町の関連企業はそれぞれ約30社といわれています。



高浜2号は2011年～停止 / 3号は2011年1月～2012年まで運転  
4号は2011年7月停止

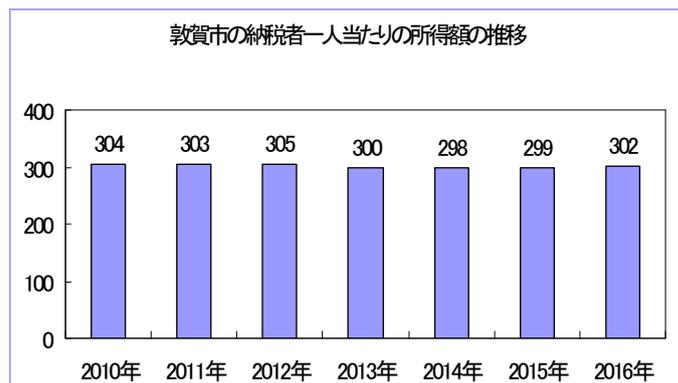
なお失業率に関しては2016年の総務省データしか見ていませんが、立地市町と他の町との差はありません

### 嶺南全体で関連企業の割合は最大15%

- おおい町商工会の会員204社のうち原発関連企業の割合は約15%。
- 高浜町商工会の会員258社のうち約12%。
- わかさ商工会(美浜町・若狭町)の会員は781社で、敦賀信金の2016年の調査では10%以上の売り上げ減の企業数が72社なので781社÷72社=15%(この調査は敦賀市の企業も含む)。
- 敦賀市商工会議所の会員1,759社のうち原発関連事業所と取引のある企業は229社で13%。

## 原発停止で落ち込んだ所得額は

原発停止が立地市町の所得にどの程度の影響を及ぼしたのかを具体的に見ます。福井新聞は2012年2月3日に次のように書いています。



— 原発をピラミッドの頂点のようにして成り立つ立地地域の経済。福島原発事故を受け、原発の運転停止が長引く中、「再稼働の遅れは死活問題」の悲鳴。定期検査の作業自体は多くは終わっており、メンテナンスなどの受注が激減しているからだ。県は昨年11月、原発関連企業と取引のある嶺南の企業のうち168社を対象に調査を実施。「売り上げが減少した」の回答は96%に上った。—

## 原発停止での所得の落ち込み率

	2010年	2014年	差額	落ち込み率
敦賀市	304,1万円	298,5万円	5,6万円	1,8%
美浜町	290,2万円	275万円	15,2万円	5,2%
おおい町	289,5万円	282,3万円 (2015年)	7,2万円	2,5%
高浜町	288,7万円	276,6万円	12,1万円	4,2%

## 敦賀は原発依存の産業構造から既に脱却

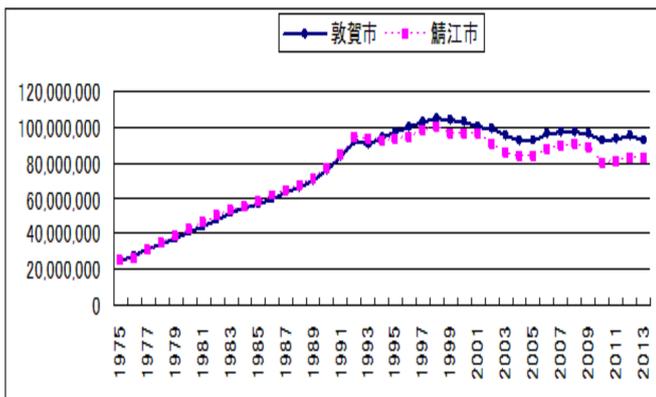
おおい町は2015年が底で2010年と比較して2,5%の落ち込みです。なお、敦賀市が原発停止による所得の落ち込

次のグラフ(高浜町)を見てください。確かに、立地自

みが1,8%とほとんどないのは、すでに90年代から原発依存の産業構造からの脱却が進みつつあったためと私は推量しています。

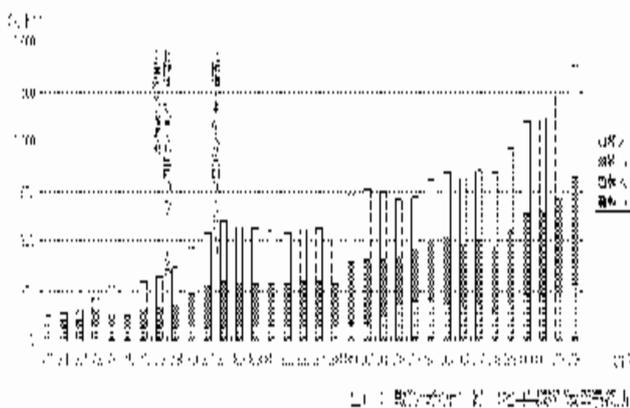
次のグラフ1は、同じような人口規模の鯖江市と敦賀市の課税対象者の所得の総額を1975年から2013年まで比較したものです。これは一人当たりの所得も同様に、1993年までは鯖江市(人口62,283)が敦賀市(人口66,905)よりも多いのです。それが1994年以降は逆転し、敦賀市が鯖江市を約5~10%上回るようになりました。(資料:総務省「課税対象所得一人当たり」)

**グラフ1 鯖江市と敦賀市の課税対象者の所得総額**



これは、1990年に入り、下のグラフのように敦賀港が整備され荷役能力が飛躍的に向上し、その後も北陸自動車道の開通時に中京・近畿を発着する貨物量が増加したためであろうと私は推量しています。

**グラフ2 敦賀港の整備と貨物量の増加**



**原発立地の市町は非課税住民の比率が高い**

さて、総務省の公表している各自治体の所得に関するデータ「納税義務者の数」と「課税対象所得総額」を見てみましょう。福岡経済大学の木下教授は「その町が経済的に豊かになっているのかどうかをどう把握するとき、一人当たり課税所得の推移とその自治体全体の合計値を見る」と書いています。要するに、税金を払った人がどれくらい稼いだのかという数字は税務部門の情報なので、

もっとも信頼できる情報だということです。

しかし、「課税対象所得(納税義務者数一人当たり)」が多くても「その町が経済的に豊かになっている」とは必ずしも言えないはず。町の平均所得が高くても、それはその町の納税義務者の平均所得の高さを示しているにすぎず、そこからはその町の住民間の所得格差の大きさは見えてこないからです。

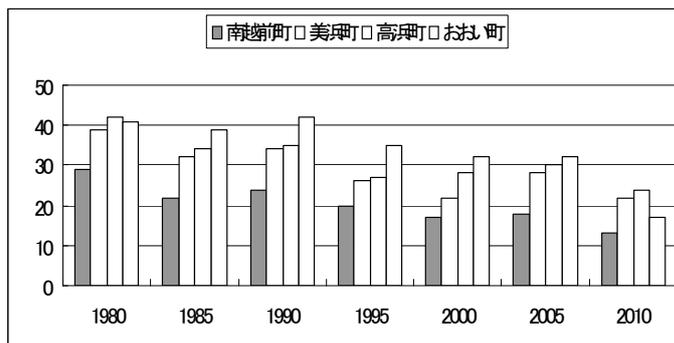
「課税対象所得額」は、あくまでも所得税を納めている「納税義務者」の所得総額であり、一人当たりの所得額はその納税義務者の数で割り返した額です。つまり、非課税の市民の所得額は含まれていないのです。

そこで、1980~2010年までの5年毎の労働力人口の全国統計を用い、各市町村の「労働力人口」から「納税義務者」を引いた数、つまり非課税の住民の数と割合を出してみました。(資料:総務省統計局「国勢調査報告」)

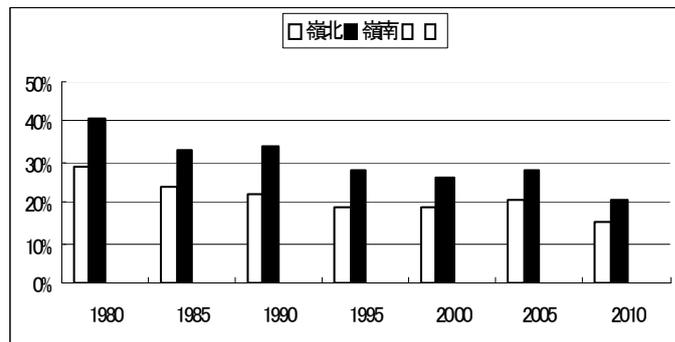
すると、美浜町・高浜町・おおい町は、総じて他の町に比べ非課税者の率が高いことがわかります。原発を持たない他の自治体に比べ格差が大きいのです。次のグラフは、原発立地3町は、非課税者(世帯ではない)の割合が、原発を持たない南越前町に比べ高いことを示しています。嶺北と嶺南との比較でも同様の結果がみえてきました。(「労働力人口」とは、15歳以上の働く能力と意思のある失業者を含む住民の総数です。ただし、働く意思のない「主婦」「学生」「障がい者」「老人」は「労働力人口」に含まれていません。)

**グラフ3 非課税住民の割合**

左から南越前、美浜、高浜・おおい



**グラフ4 非課税住民の割合 (左)嶺北、(右)嶺南**

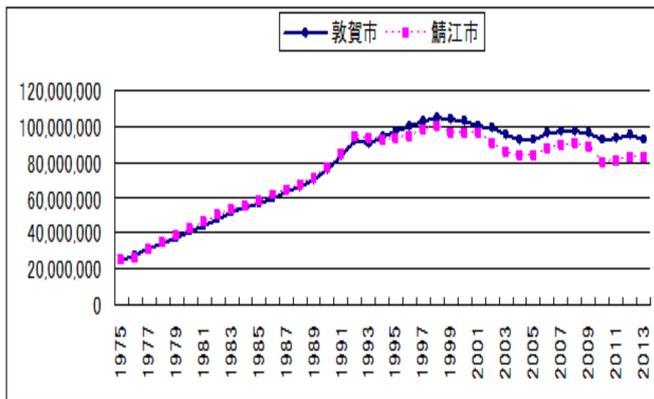


## 原発が立地町にもたらした「ゆがみ」＝格差

グラフ1でも見たように、鯖江市の所得額は1975年から1993年までは敦賀市を上回っていました。1993年の納税義務者の所得総額は鯖江市の92,881,770千円に対し、敦賀市は89,774,084千円です。しかし、平均所得額（納税義務者一人当たりの所得額）は、人口の多い敦賀市の方が少しだけですが上回っています(グラフ5)。

たとえば、1993年度は鯖江市の一人当たりの平均所得額311万円に対し、敦賀市は323万円です。これは、敦賀市は鯖江市よりも納税義務者が少ない、つまり、非課税の住民が多いことを意味しています。

グラフ5 鯖江と敦賀の納税義務者の平均所得額。



また、美浜町・高浜町・おおい町の立地3町も県内の他の町に比べ「納税義務者一人当たり所得額」は約10～20%多いのですが、他方で非課税者の割合が高くなっています。これには二つの理由が考えられます。

一つは、立地3町は県内他町と比べ電力会社の職員や原発関連企業の役員家庭（高額納税世帯）が多いため立地町の平均所得を押し上げているのでしょう。関電によれば、県内で働く社員は約2,000人。たとえば大飯原発では、うち500人が従事(中日新聞2017年12月23日)しています。

チェルノブイリ事故を境に原発への風当たりが強くなった80年代以降、電力会社は社員を家族同伴で地域に溶け込ませようと努めてきました。周知のように福井県は共働き率が日本一で、専業主婦の割合は少ないのですが、関電など電力社員の世帯は福井県の一般家庭のような慣習には染まっていないのでしょう。つまり、電力社員の家庭は専業主婦（非課税）が多く、それが非課税者の割合を押し上げていると考えられるのです。

非課税者の割合が高くなっているもう一つの要因は、低所得世帯層、たとえば嶺南に住む約1500人の下請けの被曝労働者の存在が他の町より多いためと考えられます。被曝労働者の給与は一般労働者の平均給与より10%以上高いのですが、高木和美氏の『原発被曝労働者の労働・生活実態分析』(明石書店)によれば、働く期間は長く続かず、仕事をやめたあと病気になるなど生活保護水準の生活に転落するケースが多いようです。つまり彼らの多

くが非課税の低所得者となっている可能性が高いのです。

以上の二つが原発立地自治体では非課税者の割合が高くなっている理由と考えられます。原発マネーが流れ込んだ原発の町は、高額所得の世帯を生み出す一方で、皮肉にも町内での所得の格差を大きくしてしまいました。

「原発が無くなれば雇用が失われる」といわれますが、原発を立地している町での雇用とは、その多くが被曝労働者なのです。そもそも、反原発運動の原点には、たとえ原発が安全に稼働したとしても、定期検査などで労働者が大量の被曝を伴うことへの批判がありました。原子力産業は、被曝労働なしでは回らない非人道的な産業であることを私たちは再認識する必要があります。

これまで私たちは、「被曝の雇用」という非人道的労働を当たり前のように入力してきましたが、「廃炉の時代」を迎えるにあたり、このような被曝の雇用を期待せざるをえないようないびつな社会構造をこそ変えてゆく必要があるのではないのでしょうか。

\* 以上の私の分析・推論が間違っていることを示すデータがあればぜひご教示ください。 山崎隆敏

## 立地市町の財政は3・11以前から徐々に悪化

電源三法交付金と原発の固定資産税の二つが一般会計予算に占める割合は、敦賀市21%、美浜町26%、おおい町40%、高浜町40% (2009年)です。

周知のように電源三法交付金の使途は当初は道路や公共施設など建設事業に限られ、箱物がたくさんできました。その後、使途が自由になり、施設の維持運営や職員（施設のみ）の人件費にもあてられるようになりましたが、その肥大化した維持管理費などが財政圧迫の要因にもなっています。

先述したように、原発の恩恵を受けているのは全体の約1割程度の建設業やサービス業などです。次表は、立地市町の支出を類似団体と比較したものです。

## 類似団体との比較(類似団体を1として)

2014年 類似団体	敦賀市 Ⅱ—3	美浜町 Ⅲ—2	おおい町 Ⅱ—2	高浜町 Ⅲ—2
人件費	0, 97	1, 49	1, 35	1, 31
物件費	1, 33	1, 62	2, 7	1, 92
維持補修費	4, 17	2, 42	4, 49	1, 6
補助費	1, 3	1, 75	1, 52	1, 09
繰出金	1, 15	1, 65	1, 63	1, 97
普通建設事業費	1, 5	1, 56	3, 92	3, 17
歳出総額	1, 18	1, 44	2, 1	1, 72

物件費＝賃金（人件費以外）、備品購入費、委託料。

補助費＝様々な団体への補助金、負担金。

繰出し金＝他会計、基金への繰出に要する経費。

普通建設事業費＝施設などストックとして将来に残るもの。

立地自治体は他の類似市町に比べ、建設事業費は相変わらず高止まりの状態です。ハコモノが多いため、物件費や維持補修費の比率が類似市町に比べ高くなっています。繰り出し金が多いのは下水道会計などへの持ち出しです。とくに電源三法交付金の使い道の多くは、避難道路や温排水対策など原発があるために必要となる公共事業に充てられていますし、過剰な箱物建設などへの投資的経費を計画的に抑制してゆくこととで、財政への影響は緩和できるはずです。

固定資産税など失われた原発関連税の減収の75%は翌年の普通交付税で補填されるので、原発廃止で収入がゼロになることはありません。ただし、原発の廃炉が決まれば「電源三法交付金」はゼロになります。経産省は2016年12月、廃炉により「電源三法交付金」が打ち切られる自治体に前年度実績の八割の額を交付する「廃炉交付金」制度を創設しました。交付額は今後十年間で段階的に減らす方針のようです。

もっとも2030年の電源比率を原発20~22%とする方針の政府が「廃炉交付金」制度を全原発に適用することなど想定してはいません。自治体の判断で原発を廃止でき、いつでも「廃炉交付金」を受け取ることができる仕組みを国に作らせなければなりません。沖縄県の翁長知事のようにそれを県民とともに国に求めるのが知事や県議の仕事であり、それこそが「自治の実践」なのです。

## 廃炉ビジネスは被曝ビジネス

「廃炉ビジネス」という言葉が独り歩きしています。しかし、役目を終えた原発のために労働者が被曝することは容認できることではありません。当面は、放射能汚染されていない部分のみの解体撤去にとどめ、高濃度に汚染された部分は超長期(100年)密閉し保管すべきです。

## 廃炉解体をしても解体ゴミの行き先はない

原発の解体撤去を意味する「廃炉」では、膨大な放射性廃棄物が生み出され、その処分先がありません。

政府は、美浜1・2号と敦1号の原子炉を解体・撤去し、放射性廃棄物を埋設処分・再利用する計画です。西川知事は会見で、原発(敦賀1と美浜1・2)の解体で出る低レベル放射性廃棄物についても、全て県外に搬出するよう事業者に求めています。(中日2016年2月16日)

しかし現実問題として、2008年から廃炉解体作業を進めている「ふげん」から出ている低レベル放射性廃棄物の処分地はいまだどこにも決まっていません。2014年の段階で低レベル放射性廃棄物は約890トン分あり、これらはタービン建屋内に仮置きされています。低レベル放射性廃棄物の貯蔵容量は200リットルドラム缶換算で2万1500本ですが、すでに運転中に出ている放射性廃棄物1万9千本が貯蔵されているため、余裕はほとんどありません。

「ふげん」の岩永技術主幹は「焼却したり積み替えた

りして減量に努めているが、満杯になれば解体は当然ストップする」と懸念を示しています(2012年3月12日毎日)。

また、当初計画では2013年度に原子炉周辺機器の解体をはじめの予定でしたが、プール貯蔵の使用済み燃料466体を搬出(予定では2017年までに)できずにいるため、解体作業を進められません。政府の廃炉解体計画はかように場当たりのようです。

西川知事は、放射性廃棄物を県内に留めておきたくないと本気で考えるなら、廃炉原発を次々に解体させることを安易に認めてはならないのです。

## 使用済み核燃料の乾式貯蔵の議論

原発サイト内のプールには大量の使用済み核燃料が行き場がないまま保管されています。関電は2018年度中に県外に貯蔵場所を確保することを福井県と約束しました。貯蔵場所が見つからなければ、高浜原発のプールは数年で満杯になり、そうなれば燃料交換ができずに運転継続が不能となります。

他方で、プール保管は危険だから、空冷の乾式キャスクに入れて保管すべきという声が原発反対派の中からも聞こえてきます。しかし、5年以上プールで冷やされて反応度が低くなった使用済み核燃料が臨界に至る危険はほぼありません。また、プールの水が抜けても、中性子線が減速されないため再臨界に至る危険は逆にゼロになります(軽水炉原発では、水が炉心冷却の働きをすると同時に高速中性子線を減速させ核分裂反応を進める働きもしているからです)。

プール保管の危険性を論ずるなら、運転を継続することで、ホットな使用済み核燃料がたえずプールに供給されることの危険をまず訴えるべきです。なぜなら乾式貯蔵施設ができて、そこには5年以上プールで冷やした使用済み燃料しか入れることはできません。交換したばかりのホットな使用済み燃料はプールの水で5年以上冷却しなければならぬからです。つまり、原発の運転を止めない限り、プール事故の危険はなくなりません。

長沢啓行 講演録

A4判 56p 500円

「再稼働の前に考えよう 使用済み核燃料」

サヨナラ原発福井ネット 2018年3月発行

静岡県の川勝知事は「使用済み核燃料の処理方法が決まらない限り再稼働は認められない」と表明しています。他方で西川知事は「2018年度内に使用済み核燃料の行き先を確保する」という関電の空約束だけで、大飯原発の再稼働を認めました。

西川知事は、若狭が核の墓場になるのは困ると考えるのであれば、関電のあてにならぬ約束など鵜呑みにせず、「原子炉設置許可条件である使用済み燃料の処分の方法が事実上なくなった以上、原発の設置許可は取り消されるべき」つまり「再稼働には同意できない」と関電や国に物申すべきでしょう。